

年度 市民税・県民税申告書付表 (上場株式等に係る配当所得等の課税方式選択用)

八潮市長宛
年 月 日 提出

1月1日 現在の住所	八潮市	関与税理士	
現在の住所		税理士連絡先	
フリガナ		生年月日	電話番号
氏名			

【注意事項】

- ・ この市民税・県民税申告書付表は市民税・県民税の申告書と併せて提出してください。
- ・ 提出期限は納税通知書が送達される時までになります。
- ・ 源泉徴収ありの上場株式等に係る配当所得等のいずれかのみを申告することは可能です。
ただし、口座内において、譲渡損失と配当等が損益通算されている場合は、配当等についても申告する必要があります。
- ・ この申告の内容により、国民健康保険税や介護保険料など、その他の行政サービスに影響が及ぶ可能性があります。

【提出物】

- ・ 市民税・県民税申告書
- ・ 確定申告書控えの写し
- ・ 上場株式等に係る配当所得等に関する書類の写し(特定口座年間取引報告書、支払通知書など)

①市民税・県民税における特定配当等に係る所得の課税方式(いずれかにチェックをしてください。)

- 市民税・県民税では、申告しません。
 市民税・県民税では、下記のとおり申告します。

特定配当等 に係る所得	総合課税分	円	配当割額控除額	円
	分離課税分	円	本年から差し引く 繰越損失額	円

②市民税・県民税における特定株式等譲渡所得の課税方式(いずれかにチェックをしてください。)

- 市民税・県民税では、申告しません。
 市民税・県民税では、下記のとおり申告します。

特定株式等 譲渡所得		譲渡割額控除額	円
	分離課税分	円	本年から差し引く 繰越損失額

- ※ 源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)や一般口座での取引の場合、「申告しません」を選択することはできません。
 ※ 「申告しません」を選択した場合、配当割額控除額、譲渡割額控除額、配当控除の適用は受けられません。